

令和2年第1回

相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

(令和2年11月27日)

令和2年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

○招集年月日 令和2年11月20日（金）

○告示年月日 令和2年11月20日（金）

○招集の場所 相楽会館 会議室

○開 会 令和2年11月27日（金） 午前8時57分

○閉 会 令和2年11月27日（金） 午前9時30分

○出席議員（13名）

1番	谷口 雄一	2番	長岡 一夫
3番	西山 幸千子	4番	河口 靖子
5番	由本 好史	7番	宮崎 睦子
8番	柚木 弘子	9番	山口 亘
10番	大倉 博	11番	山本 和延
12番	梅本 章一	13番	小西 啓
14番	三原 和久		

○欠席議員

11番 岡田 勇

○会議録署名議員

10番 大倉 博 11番 山本 和延

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長） 杉浦 正省 理事（木津川市長） 河井 規子
理事（笠置町長） 中 淳志 理事（南山城村長） 平沼 和彦
会計管理者（精華町会計管理者） 上野 靖

○欠席理事

理事（和束町長） 堀 忠雄

○事務局職員出席者

事務局長 福田 全克
主査 南山 新治

次長 國子 慶順

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第9号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和2年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会

令和2年11月27日（金）

相楽会館 会議室

（午前8時57分 開会）

○議長 皆さん、おはようございます。

本日の会議に欠席の通告議員は、岡田勇議員であります。

ただ今の出席議員は13名で定足数に達しております。

これより、令和2年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会に、傍聴の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。

広報用として、写真撮影を許可していますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。

杉浦代表理事、どうぞ。

○杉浦代表理事 議員の皆さん、おはようございます。代表理事の精華町長の杉浦でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和2年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆さま方におかれましては、公私とも大変ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、理事の堀和東町長が、他の公務のため欠席させていただいておりますので、ご了承願います。

さて、早いもので、令和2年も残すところ1か月余りとなりました。新型コロナウイルスの感染状況については、全国的に見ると、新規陽性者数が10月以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっています。11月17日、京都府でも1日当たりの感染者として過去最多を更新し、3段階ある府独自の警戒区分で最も深刻な「特別警戒基準」に達し、翌18日には全国で最多の2,201人が確認され、1日当たりの感染者が、初めて2,000人を超えたと報道されました。京都府では、19日に、「最近の感染状況を踏まえた今後の対応について」を発表され、最新の感染状況等を踏まえた重点的な感染防止対策を推進するなど、特別警戒基準到達を踏まえ、府民・事業者等へ改めて感染防止対策を要請されました。

こうしたなか、相楽管内各市町村におきましても万全の対策を講じていく必要があると考えているところでございます。

さて、今臨時会に提案申し上げます議案は、職員の給与条例の一部改正の1件でございます。十分ご審議いただき、原案のとおり、御可決賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○議長 ありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議規則第128条の規定により、10番 大倉 博議員、11番 山本 和延 議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は、去る11月20日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定しました。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議案第9号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事、どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは、議案第9号を提案させていただきます。

議案第9号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

令和2年11月27日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与については、10月7日に人事院勧告が、10月28日には人事院報告がなされ、これを受け、

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」11月6日に閣議決定されました。

本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に期末手当の額を引き下げる必要があるため、職員給与条例の一部を改正するものです。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、お願いいたします。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、議案第9号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。1ページをお開き願います。

改正内容につきましては、まず、第1条関係では、第17条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改正します。

第 17 条は、期末手当の額についての規定でございまして、0.05 月分の引き下げを行うものであります。

次に、第 2 条関係では、同じく第 17 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改正するものでございます。

附則でございしますが、施行期日につきましては、第 1 条の令和 2 年度分については、公布の日から、第 2 条の令和 3 年度以降分につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、今回の条例改正に伴います対象職員数及び職員の年収への影響額につきましては、正規職員 3 人、会計年度任用職員 5 人、計 8 人で約 108,000 円の減額で、職員 1 人当たり平均で年間約 13,500 円の年収減となります。

以上、議案第 9 号の補足説明といたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

なお、質疑の回数につきまして、会議規則第 55 条に、「質疑は、同一議員につき、同一議題について 3 回を超えることができない。」と規定されていますので、よろしく願いいたします。

質疑はありませんか。

柚木議員どうぞ。

○柚木議員 8 番、柚木です。会計年度任用職員の期末手当はどうなっていますか。

また、会計年度任用職員の減額の影響は。

○議長 答弁を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。8 番、柚木議員のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員については、令和 2 年 2 月議会に、「相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例」を上程、令和 2 年 4 月 1 日から施行しています。会計年度任用職員の期末手当は、「相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例」第 8 条第 2 項に、「会計年度任用職員の期末手当の額は、給与条例第 17 条第 2 項の規定を準用するものとする。」と規定しています。したがって、会計年度任用職員の期末手当については、職員の給与条例を準用していることから、正規職員と同様に減額の対象となります。

なお、本組合の会計年度任用職員のうち対象になる職員は、消費生活相談員 3 人、一般事務補助員 2 人の計 5 人であり、これらの処遇改善を図っており、嘱託職員から会計年度任用職員に、臨時職員から会計年度任用職員に移行の際、時給額について、現給保障、京都府最低賃金などを考慮し、本年度から地域手当、期末手当を支給し、全体の年収をみても今回の改正で減収とはなりません。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

柚木議員どうぞ。

- 柚木議員 全体では下がらないことは理解しました。全体の問題ですけれども、会計年度任用職員が下がっていることがあるかと思い、述べさせていただきました。

西山議員どうぞ。

- 西山議員 3番、西山です。相楽郡広域事務組合職員の定数は何人か。また、相楽郡広域事務組合は労働組合がない、他の団体は、労働組合と交渉して理解してもらっている。相楽郡広域事務組合では、職員に対しての説明は誰がしたのか。

- 議長 答弁を求めます。

事務局長。

- 福田事務局長 はい、議長。3番、西山議員のご質問でございます。職員定数は、定数条例の規定により、代表理事の事務部局の職員で5人と定めております。これは、平成16年5月1日から施行し、15年以上経過しており、その間、本組合では消費生活センター、休日応急診療所など新しい事務も加わっております。職員定数については、常勤職員のみであり、現員は3人。消費生活相談員、2人の事務補助職員や看護師など一般職の非常勤職員を雇用することで業務を円滑に実施しています。

次に、職員への説明については、昨年度までは期末手当の支給は、常勤職員3人だけでしたが、今年度からは常勤職員3人に加え、消費生活相談員3人、事務補助2人の計8人に対し支給となったことから、11月20日、金曜日、午後1時に職員会議を開催し、事務局長から、正規職員及び会計年度任用職員に対し、条例一部改正の内容を説明し、職員全員の了解を得ているところであります。

なお、会計年度任用職員からは、今までボーナスが支給されていなかったもので、ボーナスがあるだけ嬉しいという意見もございました。

- 議長 西山議員。

- 西山議員 本来であれば、定数どおりにすべきであり、規定されている定数は必要な人数だと思う。2人の事務補助職員でまわしているとのことだが、改善すべきだと思う。会計年度任用職員は、年収ベースで上がっていると聞いたが、ボーナスなかった分、出るだけ嬉しいとの話だが、本来は、労働組合と交渉すべき話であり、代表理事はどのようにお考えですか。

また、事務局内で、説明するものではない。休日診では、新型コロナウイルス感染症対策など仕事が増えているのに、期末手当を下げることにしても、代表理事はどのようにお考えですか。

- 議長 杉浦代表理事どうぞ。

- 杉浦代表理事 労働組合があれば話ができるが、労働組合がないので説明はできない。

- 議長 事務局長。

- 福田事務局長 はい、議長。定数条例は、あくまで職員の総数の限度を定めている

もので、5人まで雇用できるとされておりますが、現状では、各市町村財政が厳しい状況があり、常勤職員を補充するまでには至っていない状況ですが、会計年度任用職員を含めて、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

また、資料提供させていただいた「広域圏事業の今後のあり方検討会」中間報告書にもありましたとおり、相楽会館の貸室は中止、ふるさと市町村圏振興事業も令和4年度で廃止との結論が出ておりますので、これら全体の業務の業務遂行に必要な人員体制を再検討して、業務量と人員の適正化を図ることで今後とも構成市町村と協議を進めて参ります。

○議長 杉浦代表理事どうぞ。

○杉浦代表理事 西山議員の意図は分かりますが、今回は、給与条例の話であり、定数条例ではない。ひとつ、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 西山議員。

○西山議員 定数5人に対して、現在3人ですが、業務内容が減ったことはありますか。定数を増やせではない。職員3人が不利益をこうむることは良いことですか。職員3人が頑張っているという回答を求めました。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。コロナ禍のなかで、休日応急診療所にも職員が出勤しており、感染リスクの高い状況の中で、発熱者の対応をしているのが現状ですが、国民全体が大変な状況のなか、ここは職員一丸となって、公務員がこの地域の安全を守るんだという意識で取り組んでおります。今回の改定は、今までも遵守しております人事院勧告に準じてやってきました経過を踏まえて、民間準拠による給料改定を上程させていただきましたところであります。

○議長 西山議員。

○西山議員 業務量は減ったのですか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 コロナ禍の中において、業務量は増加しています。そこは残業などで対応しております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

なければ、これで質疑は終わります。

○議長 これより、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議長 西山議員どうぞ。

○西山議員 3番、西山です。反対の立場から討論します。当組合は、ずっと正職員が定数に満たない状態での勤務が続いています。普段の仕事は3人で努力し協力してこなしていますが、新型コロナウイルス感染症の元では業務が減ったわけではありません。質疑で明らかになったように、業務が増えている状態です。

消費生活センターや休日応急診療所を抱え、その感染症対策のために反対に精神的にも一層気を使いながら業務をこなしていました。

医療関係者、介護事業関係者などへは国からの慰労金の支給対象ですが、休日応急診療所が同居しているこの事務所は対象外です。実際に新型コロナウイルス感染症の患者さんがこられたかどうかは分かりませんが、病院などと同様の消毒などが必要な場所で、普通の施設以上に気を使う毎日であると思います。

総額でも 10 万 8000 円です。その額を削ることが必要でしょうか。モチベーションを下げることなく働いてもらいたい、そのためにもこの議案に反対していただきたい。そのことをお願いして討論とします。

○議長 柚木議員。

○柚木議員 はい、8 番、柚木でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によって多くの国民が被害を受け、不安や不都合を抱えて営業や暮らしに大きな圧迫を受けていることは十分に理解しています。国や自治体の対策や支援が急がれます。

しかし、当組合の職員はコロナ禍の中で、少ない職員でありながら精一杯職責を果たしています。条例の改定によって期末手当を削ることは避けなければなりません。

特に会計年度任用職員の方の待遇については、最低賃金を上回っているとはいえ決して十分なものとは言えません。ワーキングプアの中にも入るような任用職員の賃金は少なくとも守るべきです。

ひいては内需拡大、地域経済振興の目標に対しても望ましくありません。よって報酬の削減提案には反対します。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長 長岡議員。

○長岡議員 2 番、長岡です。議案第 9 号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の討論をします。コロナ禍のなかで、民間企業は苦しんでおり、7 万人の雇い止めなど、給料カットが進んでいます。医療従事者や看護師など大変な業務のなかでも、病院の運営は難しいということで給料カットの報道されたことがあります。幸いにも話し合いで元に戻ったようですが、民間が苦しいのに、公務員は給料が変わらない、民間と同様に給料を多少でも下げて、国民全体でコロナ禍を乗り越えるのが当たり前です。そのためにも今回の議案に賛成する思いです。皆さまの盛大なる賛成をよろしくお願いします。

○議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行ないます。

議案第 9 号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立多数であります。

よって、議案第9号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を閉会します。

本日は、慎重にご審議を賜り、大変ありがとうございました。

これから、各市町村議会の定例会等で何かとあわただしい時期を迎えようとしております。また、寒さも日増しに厳しくなっております。

議員の皆さま及び理事者の皆さまの今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。本日は、大変ご苦勞様でした。

(午前9時30分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 三原 和久

会 議 録 署 名 議 員 大倉 博

〃 山本 和延